

平成26年度

介護保険料(暫定賦課・仮徴収)

●問合先 市役所介護福祉課 介護保険G 内線172、173

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料額は、市区町村民税の課税状況や前年の所得をもとに算定されます。

ただし、市区町村民税の課税および前年の所得が確定するまでの間は、暫定賦課または仮徴収が行われます。

保険料の納付

●暫定賦課

第1期・第2期の保険料額は、暫定的に前年度の所得段階をもとに算定し、前年度の保険料年額(左表参照)のおおむね6分の1の額となります。

納入通知書は4月中旬に送付しますので、納め忘れないようご注意ください。

▼対象 普通徴収(納入通知書により保険料を納付)の方

▼納期限

- ・第1期 4月30日(水)
- ・第2期 6月30日(月)

◎安心・便利な口座振替をぜひご利用ください!

納期限の日に指定の口座から保険料を振り替えますので、納め忘れの心配も解消されます。ぜひご利用ください。

▼申込方法

納入通知書に同封の守谷市税等口座振替依頼書に記入・押印の上、市役所に返送する

▼注意事項

- ・すでに口座振替を申し込まれている方にも、保険料の額をお知らせするため、納入通知書が届きますので、振替口座の残高確認をお願いします。
- ・納付方法が、普通徴収から特別徴収(年金からの天引き)に切り替わった場合は、特別徴収が優先され、口座振替はされません。

●仮徴収

▼対象 特別徴収(年金から保険料が天引き)の方
○前年度に特別徴収されていた方

平成26年2月に年金から天引きされた額と同じ額が、4月・6月・8月に支給される年金から天引きされます。天引きされる額を平準化するため、8月の仮徴収額を変更する場合があります。

○平成26年度から特別徴収が開始される方

前年度の保険料年額のおおむね6分の1の額が、支給月ごとに年金から天引きされます。

●保険料額の決定時期

平成26年度の介護保険料額は、7月下旬～8月中旬に決定し、普通徴収の方には「介護保険料納入通知書」を、特別徴収の方には「介

護保険料額決定通知兼特別徴収開始通知書」をそれぞれ送付します。

保険料年額や所得段階が記載されていますので、ご確認ください。

介護保険Q&A

Q1 4月に納入通知書が2通届きました。両方とも納めるのですか?

A1 平成26年2月以降に資格を取得された方(65歳になったり、市に転入した方)には、平成26年度暫定賦課分の納入通知書のほかに平成26年度随時分(平成26年2月または3月分)の納入通知書も送付します。どちらも

納めていただく必要がありますので、忘れずに納付してください。

Q2 保険料を納められないときは、どうすればいいのですか?

A2 災害などの特別な事情で保険料の納付が困難になったときは、市役所介護福祉課にご相談ください。

Q3 保険料を納めないとどうなりますか?

A3 介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常かかった費用の1割ですが、保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような給付制限の措置がとられます。

◎1年以上滞納すると…

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請をしていただくことで、後で保険給付分(費用の9割)が支払われます。

◎1年6か月以上滞納すると…

費用の全額を利用者が負担した上で、申請後も保険給付費の一部または全部が差し止められます。さらに滞納が続くと滞納していた保険料と相殺されます。

◎2年以上滞納すると…

利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。